育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額の変更について

雇用保険法に定める額が変更されたことに伴い、平成２８年８月１日以後の期間について支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額が下記のとおり変更されます。

１　育児休業手当金の給付上限相当額

　 【５０％適用の場合】

　　 給付上限相当額　＝１４，１５０円 × ３０ × ５０／１００ × １／２２

　　 　　　　　　 ＝ ９，６４７．７２円 （円未満端数切捨て）

 ＝　９，６４７円

 【６７％適用の場合】

 給付上限相当額　＝１４，１５０円 × ３０ × ６７／１００ × １／２２

 　 　　　　 ＝１２，９２７．９５円 （円未満端数切捨て） ＝１２，９２７円

２　介護休業手当金の給付上限相当額

 【６７％適用の場合】

 給付上限相当額　＝１４，１５０円 × ３０ × ６７／１００ × １／２２

 　 　　　　 ＝１２，９２７．９５円 （円未満端数切捨て） ＝１２，９２７円

 【雇用保険法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１７号）附則第２３条　　の規定により、なお従前の例により支給する場合（４０％適用の場合）】

　　給付上限相当額　＝１４，１５０円 × ３０ × ４０／１００ × １／２２ ＝　７，７１８．１８円 （円未満端数切捨て）

　　　　　　　　　　＝ ７，７１８円